

(外交防衛委員会)

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めるの

件 (閣条第七号) (先議) 要旨

この改正は、オゾン層を保護するための措置を強化するとの観点から、一九八七年 (昭和六十二年) 九月に採択された「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」の下で、生産、消費等の規制の対象となる物質及び非締約国との貿易の禁止の対象となる物質の範囲を拡大すること等を目的とし、一九九九年 (平成十一年) 十二月に北京で開催された締約国の第十一回会合において採択されたものであり、主要内容は次のとおりである。

一、締約国は、ハイドロクロロフルオロカーボンについて、二〇〇四年 (平成十六年) 一月一日からの各一年間の生産量が一九八九年 (平成元年) の水準を超えないことを確保するとともに、二〇〇四年 (平成十六年) 一月一日以降、非締約国との輸出入を禁止する。

二、締約国は、ブromocloroメタンについて、二〇〇二年 (平成十四年) 一月一日からの各一年間の消費量及び生産量が零を超えないことを確保するとともに、この改正の効力発生の日から一年以内に非締約国と

の輸出入を禁止する。

三、締約国は、検疫及び出荷前の処理のための臭化メチルの年間使用量に関する統計資料を事務局に提出する。